第九十二条の次に次の一条を加える。

（事業型出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則）

第九十二条の二　その締結しようとする金融商品取引契約が、出資対象事業持分のうち当該出資対象事業持分に係る出資対象事業が主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資を行う事業以外の事業であるもの（以下この条において「事業型出資対象事業持分」という。）の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十七条第一項に規定する事項（当該金融商品取引契約が外国出資対象事業持分の売買その他の取引に係るものである場合にあっては第八十八条第一項に規定する事項、当該金融商品取引契約が第九十一条第四項第三号に掲げるものの売買その他の取引に係るものである場合にあっては同条第一項に規定する事項、当該金融商品取引契約が競走用馬投資関連業務に係る取引に係るものである場合にあっては前条第一項に規定する事項）のほか、次に掲げる事項とする。

一　事業型出資対象事業持分に関する次のイからハまでに掲げる金銭の管理の方法の区分に応じ当該イからハまでに定める事項

イ　第百二十五条第二号イに掲げる方法　次に掲げる事項

(1)　預託先の商号又は名称

(2)　預託に係る営業所又は事務所の名称及び所在地

(3)　預託の名義

(4)　預託の口座番号その他の当該預託を特定するために必要な事項

ロ　第百二十五条第二号ロに掲げる方法　次に掲げる事項

(1)　預金又は貯金の口座のある銀行等（銀行、協同組織金融機関、株式会社商工組合中央金庫又は外国の法令に準拠し、外国において銀行法第十条第一項第一号に掲げる業務を行う者をいう。）の商号又は名称

(2)　預金又は貯金の口座に係る営業所又は事務所の名称及び所在地

(3)　預金又は貯金の名義

(4)　預金又は貯金の口座番号その他の当該預金又は貯金を特定するために必要な事項

ハ　第百二十五条第二号ハに掲げる方法　次に掲げる事項

(1)　金銭信託の受託者の商号又は名称

(2)　金銭信託に係る営業所又は事務所の名称及び所在地

(3)　金銭信託の名義

(4)　金銭信託の口座番号その他の当該金銭信託を特定するために必要な事項

二　法第四十条の三に規定する管理の実施状況及び当該金融商品取引業者等が当該実施状況の確認を行った方法

2　第八十三条第二項の規定は、事業型出資対象事業持分の売買その他の取引について準用する。この場合において、同項中「前項各号」とあるのは、「第九十二条の二第一項各号」と読み替えるものとする。

3　第八十三条第三項の規定は、事業型出資対象事業持分について準用する。この場合において、同項中「第一項」とあるのは、「第九十二条の二第一項」と読み替えるものとする。

第九十四条の見出し中「店頭金融先物取引」を「店頭デリバティブ取引契約」に改め、同条第一項中「店頭金融先物取引に係るもの」を「店頭デリバティブ取引契約」に改め、同項第一号中「店頭金融先物取引に」を「店頭デリバティブ取引（第百十六条第一項第三号イ及びロに掲げる取引を除く。以下この項、第百十七条第一項第二十六号並びに第百二十三条第一項第二十号及び第二十一号において同じ。）に」に、「令第十六条の四第二項第一号イからハまでに掲げる取引（これらに類似する外国市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引を含む。）」を「市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引」に、「店頭金融先物取引で」を「店頭デリバティブ取引で」に、「店頭金融先物取引と市場デリバティブ取引」を「店頭デリバティブ取引と取引」に改め、「オプション又は市場デリバティブ取引に係る」を削り、「カバー取引」という。）」の下に「を行う場合の当該カバー取引」を加え、「又は地域」を「若しくは地域」に、「店頭金融先物取引の」を「店頭デリバティブ取引の」に改め、同項第二号中「店頭金融先物取引」を「店頭デリバティブ取引」に改め、同項第三号中「店頭金融先物取引又はその受託等」を「当該店頭デリバティブ取引契約」に改め、同項第四号中「第四十三条の三」を「第四十三条の二第一項若しくは第二項又は第四十三条の三」に改め、同条第二項中「店頭金融先物取引」を「店頭デリバティブ取引契約」に改める。

第百二条第一項中「有価証券関連デリバティブ取引等」の下に「（店頭デリバティブ取引契約に係るものを除く。）」を加え、「以下この条」を「次項」に改め、「規定する事項」の下に「（当該金融商品取引契約が有価証券関連デリバティブ取引等（店頭デリバティブ取引契約に係るものである場合にあっては、前条第一項に規定する事項）」を加える。

第百十三条中「令第十六条の四第一項に規定する契約及び同条第二項各号」を「店頭デリバティブ取引契約及び令第十六条の四第二項各号」に改める。

第百十六条の見出し中「不招請勧誘」を「不招請勧誘等」に改め、同条第一号中「、二以上の店頭金融先物取引」を「店頭金融先物取引に係る二以上の金融商品取引契約」に改め、同条に次の三号を加える。

三　個人に対する勧誘であって、有価証券関連店頭デリバティブ取引（法第二十八条第八項第四号に掲げる取引をいう。次号において同じ。）のうち次に掲げる取引に係る金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為

イ　法第二十八条第八項第四号イに掲げる取引のうち、当該個人が、将来の一定の時期におけるその所有に係る有価証券の売付けを約するとともに、当該有価証券を当該売付けの相手方となる金融商品取引業者等に貸し付け、又は担保に供するもの

ロ　法第二十八条第八項第四号ハに掲げる取引（同号ハに規定する権利を行使することにより成立する取引が、同号ハ(1)に掲げる取引であるものに限る。）のうち、当該個人が、その所有に係る有価証券の買付けを成立させることができる権利を金融商品取引業者等に付与するとともに、当該有価証券を当該金融商品取引業者等に貸し付け、又は担保に供するもの

四　金融商品取引業者等が継続的取引関係にある個人である顧客（勧誘の日前一年間に有価証券関連店頭デリバティブ取引（前号イ及びロに掲げる取引を除く。以下この号において同じ。）に係る二以上の金融商品取引契約のあった者及び勧誘の日に未決済の有価証券関連店頭デリバティブ取引の残高を有する者に限る。）に対して有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為

五　金融商品取引業者等が継続的取引関係にある個人である顧客（勧誘の日前一年間に店頭デリバティブ取引（次に掲げる取引に限る。以下この号において同じ。）に係る二以上の金融商品取引契約のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭デリバティブ取引の残高を有する者に限る。）に対して店頭デリバティブ取引に係る金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為

イ　当事者の一方の意思表示により当事者間において当該意思表示を行う場合の金融指標（金融商品（法第二条第二十四項第二号又は第三号に掲げるものに限る。）の価格若しくは金融商品（同項第二号に掲げるものに限る。ロにおいて同じ。）の利率等又はこれらに基づいて算出した数値に限る。以下この号において同じ。）としてあらかじめ約定する数値と現に当該意思表示を行った時期における現実の当該金融指標の数値の差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引